

遺言書

《各相続人に相続割合を指定する場合》

遺言者 ●●●●は次のとおり遺言する。

遺言者は、遺言者の所有するすべての財産の相続分を次のとおり指定する。

1) 妻 ▲▲▲▲ (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)
3分の1

2) 長男 ■■■■ (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)
3分の1

3) 長女 ×××× (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)
3分の1

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (※1)

福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇番

遺言者 ●●●● (印) (※2)

(※1) …自筆証書遺言を作成する場合には、必ず日付を記入します。日付を記入する場合には、「平成〇〇年〇〇月〇〇日」や「平成〇〇年の誕生日」などのように日付を特定できる記載方法でなければなりません。「平成〇〇年〇〇月吉日」などは日付が特定できませんので、無効となります。

(※2) …遺言書に使用する印鑑は、実印でなければならないという制限はありません。しかしながら、トラブル等を防止するために実印を使用することをお勧めいたします。